入 札 公 告

国立大学法人琉球大学において、下記のとおり物品の購入について一般競争に付します。

記

1. 競争入札に付する事項

- (1)調達物品 眼底カメラ 一式
- (2) 規格または特質等 別紙仕様書のとおり
- (3)納 入 期 限 令和元年10月31日
- (4)納 入 場 所 琉球大学医学部附属病院
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数が生じた場合、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争に参加する者に必要な資格

- (ア) 国立大学法人琉球大学会計実施規程第14条1項の規定に該当しない者であること。
- (イ) 文部科学省競争参加資格(全省庁統一資格)において、平成31年度に九州・沖縄地域の「物品の販売」区分の「A, B, C又はD」の等級に格付けされている者であること。
- (ウ) 物品調達に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (エ)医薬品医療器機等法に基づいて高度管理医療機器等の販売業の許可を受けていることを証明した者であること。

3. 契約条項・仕様書等を示す場所

沖縄県中頭郡西原町字上原207番地

琉球大学医学部経営管理課調達第二係 仲原

TEL:098-895-3331 (内線:2124)

FAX: 098-895-1091

- 4. 入札書および提出書類受領期限 令和元年8月30日(金)17時
- 5. 入札執行の日時及び場所 令和元年9月30日(月)11時00分 琉球大学医学部管理棟2階 小会議室
- 6. その他
 - (1) 入札保証金及び契約保証金

免除

(2)入札の無効

本公告に示した競争参加資格にない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を 履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

- (3) 契約書作成の要否 契約締結にあたっては、契約書を作成するものとする。
- (4) その他 入札説明会は省略する。詳細は入札説明書による。

令和元年8月19日

国立大学法人 琉球大学長 西 田



眼底カメラ 一式 仕様書

令和元年8月

国立大学法人琉球大学

I 調達物品名および構成内容

1. 調達物品名

眼底カメラ 一式

2. 機器構成及び数量

・I CG眼底カメラ本体
・電動光学台
・データファイリングシステム
・デジタルカメラ撮影装置
・デジタルカラープリンター
・パソコンラック
1台
・パソコンラック

※以上の搬入、据付、配管、配線、調整等含む。

(詳細については、「V. 性能、機能、技術的要件以外に関する要件」に示す。)

Ⅱ 技術的要件の概要

- 1)本調達物品に係る性能、機能及び技術等(以下「性能等」という。)の要求要件(以下「技術的要件」という。)はIVに示すとおりである。
- 2) 技術的要件はすべて必須の要求要件である。
- 3) 必須の要求要件は本学が必要とする最低限の要求要件を示しており、入札機器の性能等がこれを満たしていないとの判定がなされた場合には不合格となり、落札決定の対象から除外する。
- 4) 入札機器の性能等が技術的要件を満たしているか否かの判定は、本学「眼底カメラー式」技術審査委員において、入札機器に係る技術仕様書を含む入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。

Ⅲ その他

- 1) 仕様に関する留意事項
- 1. 入札機器のうち医療用具に関しては、入札時点で医薬品医療機器等法に定められている 製造の承認を得ている物品であること。
- 2. 入札時点で製品化されていることを原則とする。

ただし、入札時点に製品化されていない物品で応札する場合は、技術的要件を満たすことが可能な旨の説明書、開発計画書、納期に間に合うことの根拠を十分に説明できる資料及び確約書等を提出すること。

- 3. 入札後、モデルチェンジ等の事由が発生した場合には、本学と協議の上、最新の機種での納入とすること。
- 4. 入札機器に備えるべき性能・機能・技術的要件で示す「できること」、「有すること」、「可能であること」等の仕様については、納入時点において全て実現していること。

2) 提案に関する留意事項

1. 提案に関しては、提案機器が本仕様書の要求要件をどのように満たすか、あるいはどのように実現するかを要求要件ごとに具体的かつわかりやすく、資料等を添付する等して説明すること。(技術的要件と入札機器に係る性能等を、対比表を作成して示すこと)。

参照すべき箇所が、メーカーの仕様書、説明書、カタログ等である場合は、表中に参照 資料番号を記入すると共に、資料中にアンダーラインを付したり、色付けしたり、余白に 大きく矢印を付したりすることによって当該部分を明示すること。

従って、審査するに当たって提案の根拠が不明確、説明が不十分で技術審査に重大な支 障があると本学「眼底カメラ 一式」技術審査委員が判断した場合は、要求要件を満たし ていないものとみなす。

- 2. 提案された内容等について、問い合わせやヒアリングを行うことがある。
- 3. 提出資料等に関する照会先を明記すること。

IV 調達物品の備えるべき技術的要件

(性能、機能に関する要件)

- 1) I C G 眼底カメラは以下の要件を満たすこと
- 1. 光量の調節を21段階に細分化し光量セッティングで高画質の映像が得られること
- 2. 撮影の設定と撮影状況の確認はコントロールパネルで集中管理できること
- 3. 50° 35° 20° の画角による 3 変倍撮影機能付きで最小撮影可能瞳孔径 Φ 4.5mm の被検 眼撮影ができること
- 4. ステレオ撮影機能を搭載していること
- 5. スプリット指標機能を搭載し、ピント合わせが容易に行えること
- 6. 液晶タッチパネルを有し、操作性、視認性に優れていること
- 7. 微細な血管を綺麗に撮影する為に、撮影絞り機能を搭載していること
- 8. カラー眼底撮影、フルオレセイン蛍光眼底撮影、ICG 蛍光撮影、自発蛍光撮影がおこなえること
- 2) 電動光学台は以下の要件を満たすこと
- 1. 天板サイズは600mm以下×500mm以下であること
- 2. 上下ストロークは200mm以上であること
- 3. 予備コンセントを2コ以上装備していること
- 4. 電源コードを収納するためのコードカバーを装備していること
- 5. 軽い力で操作しやすいレバースイッチを有していること
- 3) データファイリングシステムは以下の要件を満たすこと
- 1. I CG眼底カメラに接続できること
- 2. カラー眼底画像を眼底カメラ本体のシャッターにより直接取込めること
- 3. カラー眼底撮影は中間の保存作業なく 100 枚以上の撮影が可能なこと
- 4. フルオレセイン蛍光眼底画像を眼底カメラ本体のシャッターにより直接取込めること
- 5. フルオレセイン蛍光眼底撮影は中間の保存作業なく 100 枚以上の撮影が可能なこと
- 6. フルオレセイン蛍光眼底撮影のタイマースタートは、眼底カメラ本体のタイマーボタンを押すことにより行えること
- 7. ICG蛍光眼底画像を眼底カメラ本体のシャッターにより直接取込めること
- 8. I C G 蛍光眼底撮影は中間の保存作業なく 100 枚以上の撮影が可能なこと
- 9. I C G 蛍光眼底撮影のタイマースタートは、眼底カメラ本体のタイマーボタンを押すことにより行えること
- 10. 自発蛍光撮影を眼底カメラ本体のシャッターにより直接取込めること
- 11. 自発蛍光撮影は中間の保存作業なく 100 枚以上の撮影が可能なこと
- 12. 撮影画角および左右眼の区別が眼底カメラ本体よりデータ転送され、画面上に表示

されること

- 13. I C G 蛍光眼底撮影は動画を記録しながら眼底カメラ本体のシャッターにより直接ファイリング装置に取込み可能なこと
- 14. カラー眼底画像はデジタル一眼レフカメラでデジタル信号にて画像を取込めること
- 15. カラー眼底画像のデジタルー眼レフカメラは有効画素数 4288×2848 以上であること
- 16. フルオレセイン蛍光、 I CG蛍光、自発蛍光眼底画像は高解像度 I EEE1394カメラでデジタル信号にて画像を取込めること
- 17. フルオレセイン蛍光、ICG蛍光、自発蛍光眼底画像FAG、ICG眼底画像の高解像度IEEE1394カメラは有効画素数は1624×1234以上であること
- 18. パーソナルコンピュータは、Windows10 相当以上で作動し、Intel XEON E3-1230 3.20 G Hz 相当以上の CPU、3GB 以上のメモリ、500 GB 以上のハードディスクを有すること
- 19. ハードディスクは2機搭載し、RAID1 ミラーリング構成を有すること
- 20. ディスプレイ画面は 1920×1080 以上の解像力にて 1677 万色以上の表示が可能な こと
- 21. 診断をサポートするための画像加工ツール、画像解析機能を有していること
- 22. 表示している画像の濃度を反転させることができること
- 23. 表示している画像のコントラストまたはカラー・バランスを調整できること
- 24. 表示している画像の指定領域を強調できること
- 25. 表示している画像を 3 段階に平滑化できること
- 26. 表示している画像を3段階に先鋭化できること
- 27. 表示している画像の 2×2 、 3×3 、 4×4 のコンポジットが作成可能なこと
- 28. 選択した画像のマッピングができること
- 29. 表示している画像上の距離または面積を計測できること(単位はmm)
- 30. 画像上に文字や矢印を表示できること
- 31. 撮影画像を、デジタル画像としてT I F F 形式非圧縮もしくは J P E G 形式圧縮を任意に選択できハードディスクに保存可能であること
- 32. PDT 計測ソフトを備え、GLD や治療スポットサイズを描画して正確に計測する事が可能であること
- 4) デジタルカメラ撮影装置は以下の要件を満たすこと
- 1. カラー、フルオレセイン蛍光、 I C G 蛍光、自発蛍光眼底撮影の撮影カメラ切り替えが操作することなく自動で行えること
- 2. カラー眼底画像撮影用の有効画素数 4288×2848 以上有するデジタルー眼レフカメラを装備していること
- 3. フルオレセイン蛍光、ICG蛍光、自発蛍光眼底画像FAG、ICG眼底画像撮影 用の有効画素数 1624×1234 以上有する高解像度IEEE1394カメラを装備している

こと

- 5) デジタルカラープリンターは以下の要件を満たすこと
- 1. Sサイズ印刷時、1 枚約 2 5 秒、L サイズ印刷時、1 枚約 3 6 秒の高速プリントが可能なこと
- 2. ラミネートカラープリントが可能なこと
- 3. USB2. 0インターフェースを装備していること
- 4. 4 2 3 d p i 、Y/M/C各色8ビット256階調の昇華熱転写方式であること

V. 性能、機能、技術的要件以外に関する要件

- 1) 設置場所に関すること
- 1. 本学医学部附属病院が指定した当該部署(眼科外来)に設置すること。
- 2) 設置条件に関すること
- 1. 設置においては、本学職員と事前協議を十分に行い、支障なく設置できるよう計画を定めること。本学に現在設置されている設備以外に必要な設備があれば、改修に伴う経費は全て本調達に含まれること。
- 3) 搬入、据付、配管、配線、既設装置との接続、調整、施設の改修等に関すること
- 1. 入札機器のレイアウト、搬入、備付、配線、調整等については、事前に計画管理及び調整を十分に行い、本学の診療業務に極力支障をきたさないように本学の職員と協議の上、その指示によること。
- 2. 導入装置のハードウェア、ソフトウェアの調整は受注者が行い、各機器の動作確認及び装置全体の動作確認を行うこと。
- 3. 作業に必要な資材、消耗品、その他必要な費用は全て本調達に含まれること。
- 4. 接続するために必要なケーブル、コネクタ類は全て本調達に含まれること。
- 5. 本学に現在設置されている既設一次側設備(空調設備・電気設備・給排水設備)以外に必要な設備工事等の経費は全て本調達に含むものとすること。
- 6. 電子カルテシステムへの取り込みに際しては、電子カルテシステムを供給している業者、 病院の情報管理係、眼科医師と協力して、臨床業務に必要な画像(静止画、動画)、レポートを電子カルテシステムに取り込めるようにすること。
- 7. 装置及び機器等に関しては、定められた仕様通り、及び最適に稼働するよう責任をもって無償で試運転、性能試験等を行うこと。

4) 保守体制等に関すること

- 1. 本調達物品および附随設備が正常に稼動するよう、納入後 1 年間は無償で点検・調整を 行うこと。また、納入後 1 年以内に納入業者の責任による欠陥が生じた場合には、指定す る日時までに修理または代品を納入すること。
- 2. 本調達物品の運用を円滑に実現するための技術的サポート体制が整備されていること。
- 3. 導入装置に関する質問や問い合わせに対応する電話、FAX 及び電子メールによる問い合わせ窓口を整えること。
- 4. 導入装置の運用・管理に必要なハードウェア、ソフトウェア及びネットワークに関する情報や資料を提供すること。
- 5. 年間 (休日並びに年末年始を含む) を通じて 24 時間連絡できる体制であり、障害時においては復旧のため通報を受けてから速やかに現場対応できる体制であること。

5) その他

- 1. 導入に当たり、本物品の運用管理担当者に対して、必要な教育訓練及び支援を行うこと。
- 2.本システムの説明書,操作マニュアルは、日本語版を提供すること。
- 3.納入する医療機器等に係る情報等を、本学が指定するテンプレートに入力のうえ、提出すること。 また、可能な限り、機器に関する資料(パンフレット等)についてもデータで提出すること。